

学位論文審査報告

「記者の取材源秘匿に関する研究
ーアメリカの経験から得た日本のジャーナリズムへの示唆」

大塚 一美

〔論文の概要〕

本論文は、記者の取材源秘匿という、ジャーナリズムにおいても、メディア法をはじめとする法律論においても、取材の自由原則など倫理や法理の観点から理論上、實際上重要な意義を担うテーマ、問題について、州の法制（シールド法）を中心に、連邦のシールド法制定の動きも含め、アメリカ合衆国（以下、アメリカとする）の経験を詳細に検討するとともに、これも受けて日本の現状や問題点、今後の課題についてあるべき方向と示唆を探求しようとする研究である。

本論文の構成は、次の通りである。

第1章 序論

第1節 問題の所在

第2節 研究主題および研究目的

第3節 本論文の研究範囲と構成

第2章 取材源秘匿の理論

第1節 取材源秘匿の意義

第2節 アメリカ合衆国

第3節 日本

第3章 アメリカ合衆国 州シールド法の歴史とブランズバーグ事件最高
裁判決

第1節 州シールド法誕生以前および初のシールド法成立から1972年ま
で

第2節 ブランズバーグ事件最高裁判決

大塚 一美

- 第3節 ブランズバーグ事件最高裁判決後から現在
- 第4章 州シールド法の内容
 - 第1節 全体像
 - 第2節 各州シールド法の内容
 - 第3節 シールド法を持たない州
- 第5章 シールド法の問題点
 - 第1節 連邦法と州法
 - 第2節 刑事訴訟と取材源秘匿
 - 第3節 ノンコンフィデンシャル情報
 - 第4節 犯罪目撃情報
 - 第5節 名誉毀損訴訟と取材源秘匿
 - 第6節 シールド法の逆効果
- 第6章 アメリカ合衆国における取材源秘匿問題の新たな展開
 - 第1節 9.11以降の情報統制と取材源秘匿
 - 第2節 中央情報局工作員身元漏洩事件とミラー記者収監
 - 第3節 連邦シールド法制定への動き
 - 第4節 2005年、2006年、2007年連邦シールド法案とその評価
- 第7章 アメリカの経験から得た日本への示唆
 - 第1節 立法
 - 第2節 司法
 - 第3節 ジャーナリズム界
 - 第4節 有事における取材源規制
- 第8章 結論
 - 第1節 要約と結論
 - 第2節 これからの研究課題

第1章は「序論」であり、第1節は問題の所在、第2節は研究主題及び研究目的、第3節は研究範囲と構成についてそれぞれ述べられている。そこでは特に、本論文がジャーナリズムの視点から、法律分野の議論で注目されてこなかった点に着目し、取材源秘匿がジャーナリスト倫理としてどのように捉えられてきたのかを整理するとともに、法律上の権利としてどのような姿が望ましいかを模索することが示されており、多くの立法例、判例を有する

アメリカにおける取材源秘匿を研究することで権利としての様々な捉えられ方を把握することを小目標とし、これを踏まえて日本における取材源秘匿はどうあるべきかを提言することを最終目標とした旨記されている。また、取材源秘匿の問題は情報源明示原則との兼ね合いが明確にされていないとの認識から、この点の位置づけも提示される。

第2章は「取材源秘匿の理論」である。本章では取材源秘匿というものがこれまでどのように捉えられてきたかを明らかにすることを目的とする。したがって、第1節では、理論の概要として、公権力からの取材の自由、市民との関係、情報流通と取材源秘匿、明示原則を前提として取材源秘匿についてそれぞれ述べ、第2節にアメリカ合衆国、第3節に日本と分け、それぞれの国でジャーナリズム界においてどのように捉えられてきたのか、法律学や司法の見解はいかなるものであったのかを整理・検討している。ジャーナリズム界における見解は職能団体の倫理コード、メディアの倫理コード、裁判におけるジャーナリスト側の主張内容から取材源秘匿がどのようなものとして捉えられてきたかを、また法律学・司法分野については文献や裁判資料の考察により取材源秘匿がどのように捉えられているかを、それぞれ明らかにしている。

第3章は「アメリカ合衆国 州シールド法の歴史とブランズバーク事件最高裁判決」を対象、検討している部分で、現在33州とコロンビア特別区に記者取材源秘匿法（以下、シールド法）があるが、初のシールド法成立は1896年に遡る。本章ではシールド法の成立過程を明らかにすることを目的とし、各シールド法成立過程におけるジャーナリズム界の関わりや立法の契機となった取材・報道活動等に注目し、ジャーナリズム活動の中で生まれるシールド法という視点からアメリカ合衆国全体におけるシールド法成立の流れを考察する。第1節では初のシールド法成立から1972年までについて述べており、最初のシールド法成立から37年間は新たなシールド法が生まれず、1927年から1943年に10州、1953年から1970年に7州でシールド法が成立した旨示されている。第2節ではアメリカ合衆国の取材源秘匿問題において最大の影響を持つブランズバーク事件最高裁判決（1972年）について詳しく述べられており、ブランズバーク事件は秘密の約束をした取材で得た内容について記者が証言拒絶したことを巡る事件であり取材源秘匿に関する典型的な事件といえると指摘している。第3節ではブランズバーク事件最高裁判決以降につい

て取り上げており、上記最高裁判決の影響を受けて1970年代に成立した7州と1982年成立の1州を検討している。この期間の立法は上述の3意見のいずれの判断基準を採用するかによってジャーナリストに対する保護内容に大きな差が生じたことが指摘されている。第4節では1990年以降の立法について取り上げ、1990年代の6州と最近の立法であるコネチカット州およびワシントン州シールド法について論じている。

第4章は「州シールド法の内容」を検討する箇所である。本章では各州シールド法の条文から州シールド法がどのようなものであるかを明らかにすることを目的として、まず第1節で全体像を俯瞰した後、第2節で各州シールド法の内容を分析することを通して、秘匿権者、対象情報、保護の範囲と強弱について述べられていて、場面によっては取材源秘匿の範囲が狭められ、取材の自由が制約される例についても言及している。第3節では、州シールド法を持たない州について、取材源秘匿がどのように行なわれているかについて検討しており、連邦憲法の修正1条の表現の自由規定等に由来する権利を根拠として取材源に何らかの保護が付与されていることが説明されている。

第5章は「シールド法の問題点」を扱う部分であるが、本章では各州シールド法や連邦における取材源秘匿権の検討を踏まえ、シールド法の問題点を明らかにすることを目的としている。第1節では、連邦法と州法の関係から州シールド法におのずから生ずる限界性について考察し、第2節では刑事訴訟における取材源秘匿の限界について検討する。刑事被告人の公正な裁判を受ける権利のため、しばしば取材源秘匿が実現しないという問題について取り上げ、指摘している。第3節は、秘密の約束をして得た情報（コンフィデンシャル情報）以外の情報、いわゆるノンコンフィデンシャル情報とメディアが既に公表した情報について扱い、前者については保護が与えられないならば取材を受けることに対する萎縮効果をもたらされる危険があり、後者でもシールド法遺憾では保護対象外とされ、法の有効性に大きな限界がある旨を明らかにしている。第4節では、犯罪を目撃した記者が有する情報は秘匿権の対象外とされ、第5節では、名誉毀損事件における一定の情報も同じく秘匿権の対象外であるという問題について検討している。第6節では、第4章における各シールド法の検討と本章における以上の検討を踏まえ、シールド法が取材の自由にとって逆効果をもたらしている側面を明らかにしている。

第6章は「アメリカ合衆国における取材源秘匿問題の新たな展開」を考察する章である。第1節では、9.11以降の情報統制と取材源秘匿の制約の強化、第2節では、CIA工作員身元漏洩事件とミラー記者収監について述べている。第3節では、連邦シールド法制定への動きを取り上げ、その後2005年以降の法案提出の経緯をみて、第4節では、2005年、2006年、2007年連邦シールド法案とその評価を議論している。2005年以降に提出された法案の中から各年1本と最新の法案の翻訳と検討を行なうとともに、それらの評価を行なっている。ここでは、ジャーナリストの定義や情報の範囲をめぐって広く保護を与えるとテロ組織等を保護することになりかねないとの批判を受け、一定の配慮が加えられた措置が求められた事情も検討されている。

第7章は「アメリカの経験から得た日本への示唆」を示す部分である。ここでは、アメリカ合衆国の取材源秘匿を研究して得た知見から、本論文の結論として日本における取材源秘匿権導入に向けた提言を行うことを目的とし、本章では、立法、司法、ジャーナリズム界、有事における取材源秘匿に分け、結論を述べるとともに日本の状況に即してどのように取材源秘匿を考えていくのが妥当であるかを提示している。特に、取材源秘匿権法制化に際しては、「いかなる司法、立法、行政当局も不特定活多数の者に伝達する意図を持って情報収集活動を行う者が秘匿する必要があると信じる情報を開示強制してはならない」という文言を提案している。

第8章は「結論」とし、各章の要約と結論および今後の研究課題について述べ、最後に参考文献一覧を付している。付録として、アメリカ合衆国各州シールド法仮訳とアメリカ合衆国新聞社等の倫理コードにおける取材源秘匿の扱いの仮訳を掲載している。今後の研究課題としては、取材源秘匿と約束破棄、日本における公権力の取材源規制、アメリカでの判例研究や日米での倫理コード等の運用と実際の検証、ヨーロッパにおける取材源秘匿の研究等の一連の課題を列記している。

〔論文の評価〕

本論文は、記者の取材源秘匿に関する研究をテーマとするものである。取材源の秘匿については、従来、ジャーナリズムの立場からは重要な職業上の倫理、ルールとして、またメディア法をはじめとする法理の観点からも、

取材の自由などの一環として、論じられ、取り組まれてきたイシューであり、近年でも国の内外でこれをめぐって大きな動きが見られる。日本でも取材源に対する法的な規制が強まりつつあるとともに、民事訴訟のレベルでは記者の取材源秘匿を認める最高裁の初の判断が2006年に示された。アメリカでは、9.11以後の情報統制の強化やニューヨークタイムズのミラー記者の取監など取材源秘匿が脅かされる一方、連邦のシールド法（取材源秘匿・証言拒絶法）制定の動きが進んでいる。この論文は、アメリカ諸州のシールド法を中心に、日米における取材源秘匿について正面から格闘し、切り込もうとした意欲作である。

今回の論文は、以下のような点で重要な積極的な意義と評価を認めることができる。

第一は、何よりも本研究はこのテーマについてきわめて詳細で、まとまったトータルな本格的な研究となっているという点である。取材源秘匿に関する研究は、戦後ジャーナリズム研究や憲法などをはじめとする法律学などを中心に貴重な成果と蓄積を生み出してきたのは確かであり、その中には刑事法の立場からの注目すべき研究も見られるが、それらの研究はおしなべて限られた領域や要素、個別の論点や事案、特定の外国の動向や状況などに限られてきたと言ってよい。この論文は、アメリカ諸州のシールド法を中心に、ブランドバーグ事件最高裁判決、連邦シールド法制定の動き、ミラー記者事件など取材源秘匿に関するアメリカにおける新しい動向も含め詳しく検討するとともに、これも踏まえて、日本における取材源秘匿問題をめぐる経緯、論点、問題点、制度化の方向を、メディア法やジャーナリズムの視点から広く、深く考察し、提示することを通して、この課題に果敢にチャレンジし、取材源秘匿問題の全体像と本質に迫る研究になっていると積極的に評価できよう。

従来の取材源秘匿に関する研究は、もっぱら証言拒絶権との関わりから、法律的な検討を試みるというアプローチに傾く気配があり、ジャーナリズムの観点からの理論的、実証的考察を加える成果はあまり示されてこないだけでなく、ジャーナリズム論と法律論の双方の視点を踏まえ、それを総合して全体的な理論と実践を構築していくことはなかなかできなかった。本研究の第二の意義は、こうした難しい課題に積極的に取り組んで、取材源秘匿の問題をジャーナリズムの視点からその倫理や権利を位置づけ、深めることを踏

まえて、その法律上の権利を構想し、制度化しようと試みた点である。そのため、関連する制定法や判例などの資料だけでなく、メディア関係組織やメディアの倫理綱領やガイドラインについても取り上げ、詳しく検討、検証を試み、また取材源秘匿をジャーナリズム論の観点から情報源の明示原則の射程の中で、取材源に危害が及ぶなどの際のその例外として位置づける一方で、裁判における記者の証言の要請などの報道以外の場面では取材源秘匿を原則とする主張を導いている。

第三に、取材源秘匿について、取材源秘匿の倫理的、法的意義を十分に踏まえた上で、取材源秘匿が抱える問題点や限界についての批判的な検討、検証という本論文の視点の意義も欠かせない。従来の研究では、最高裁の新判断が最近示されたものの、取材源秘匿を理由とする裁判における記者の証言拒絶が立法上、判例上、日本ではなお十分に確立しきれていないという事情もあったため、取材源の秘匿のための証言の拒絶を権利として確立する課題が最優先の目標とされ、取材源の秘匿の問題点や限界についても留意して批判的に検証し、その克服の課題をも考察するという姿勢は必ずしも十分とは言えなかった。本論文は、この点を補い、アメリカの州シールド法の詳細な検討を通して、秘匿権者や保護対象となる情報などについて法律の内容いかんによっては取材の自由にも萎縮効果や制約をもたらす可能性もある旨指摘をしているのは重要である。

この論文の第四の積極的意義は、取材源秘匿の問題性や課題について、連邦レベルの最近の動向も含め、州のシールド法を中心としたアメリカでの法理や倫理のあり方についてそれ自体として紹介、検討するにとどめず、そこでの意義や問題点を踏まえ、刑事訴訟と取材源秘匿、ノンコンフィデンシャル情報など一連の取材源秘匿を法制化する上での普遍的な課題として設定して練り上げ、日本の状況に即して考察を加えていることである。さらに、論文では、こうした作業の裏打ちを受けて、取材源秘匿原則のあり方について、立法、司法、ジャーナリズム界に即して日本のジャーナリズムに対する提言と示唆を積極的に提起している。ここでは、取材源秘匿の明確で厳格な立法化、ジャーナリズムと司法の相互理解の重要性、取材源秘匿の前提としての明示原則の徹底などが強調されている。

第五に、論考のベースになっているアメリカにおける取材源秘匿の研究についても少なくとも二つの点で新しい考察が加えられている点で新たな知見

と意義が認められる。一つは、州のシールド法について全体的、包括的な整理、検討を日本で行ったのはこの論文が初めてと思われ、きわめて先駆的な成果と評価しえるし、もう一つは、連邦シールド法制定の動きをはじめ、9.11以降の情報統制やミラー記者収監事件も含め、取材源秘匿の最新の動向が丁寧にフォローされている点も貴重である。

なお、論文においてはそれなりの研究史をもつ先行研究を的確に整理・分析するとともに、アメリカの関連の最新文献も含め、日米の立法・判例やガイドラインなどの膨大な資料を収集、精査、検討しており、研究手続きの要件も十分クリアーしている。

以上から、本論文は課程博士論文として求められる水準を十分に満たすものと認められる。

しかしながら、本研究にはいくつかの問題や課題が残されているのも事実であって、そのいっそうの検討や深化の余地がある。一つは、今回の研究はアメリカの州や連邦でのシールド法という立法研究が中心になっているため、問題の重要な側面や部分は照らし出されているのは確かとはいえ、その全体構造が十全に捉え切れているとはいえない。特に制度を支え、運用している実際、実態が究明されていないのは今後の課題に委ねられる必要がある。この点では、本論文の第8章の第2節「これからの研究課題」でも記されているように、法律面については、アメリカの各州シールド法の詳細な判例研究、メディアやジャーナリズムについては、日米の倫理綱領、ガイドライン、コード類の運用、現場の実際の検証などがとりわけ重要な検討課題になろう。

第二に、論文の中核を占める取材源の秘匿の原則について、特に、ジャーナリズムの観点からの検討が必ずしも明快、クリアーに詰め切れていない箇所、論点がなおあるように思われる。たとえば、アメリカにおける州のシールド法などをはじめとするノンコンフィデンシャル情報や既発表情報などの情報の性質と秘匿法理の意義と位置づけや、また取材源秘匿の前提としての明示原則の提示は重要な指摘であるが、オフレコ問題との関係のあり方や評価、捜査情報と秘匿との関係の考察など、なお究明し、深めなければならない論点は少なくない。また、取材源秘匿をめぐるジャーナリズム（倫理）と司法（法理）の関係のあり方についても、前者は情報源の原則明示、後者は取材源の原則秘匿という捉え方は、やや大まかかに過ぎないか、もう少し厳密に練り上げていく作業が求められよう。

第三に、取材源秘匿をめぐる日本のあり方をめぐる認識とアプローチについても再検討の余地がある。日本で取材源秘匿を考える際には、そこでの特有な条件と実情を十分踏まえておくことが肝要で、この点では特に取材源・情報源をめぐる問題は、取材源の秘匿と情報源の明示が共に未確立で、いわば二重の課題に直面していること、なかでも情報源の明示原則はきわめて希薄である点を十分に配慮した理論枠組みが強調される必要がある。そのためには、日本でなぜそのような未確立が生じたのかの根拠や背景を歴史的に探り、深めていく課題も欠かせない。また、取材源秘匿については、本論文が求めているようなその法制化の立法提案だけでなく、「正当な理由」などの文言も手がかりにして、現行の枠組みのなかでも改善できる可能性やアプローチを柔軟に探っていく姿勢も必要だろう。

なお、本論文では、アメリカ最高裁のブランズバーグ事件判決や日本の2006年の最高裁決定に関し厳しい評価を下している点について、さらに再考の余地が必要だし、また今後の課題としてはとりわけ取材源秘匿をめぐるヨーロッパの状況と動向についても研究を進めることが求められる。

以上のように不十分な問題点や課題もあるものの、前述したように、本論文は取材源秘匿についてのすぐれた研究成果であり、課程博士論文として認めるに相応しい実質を十分に備えていると判断される。

〔結論〕

審査・試験委員会は討議の結果、申請者は上智大学学位規程第5条（課程博士）により、博士（新聞学）の学位を受けるにふさわしいものと認め、合格と判定した。

上智大学学位規程第16条1項により、以上の通り報告する。

2009年1月21日

学位論文審査・試験委員会

主査・委員長	田島 泰彦（上智大学大学院文学研究科・教授）
副査・委員	橋場 義之（上智大学大学院文学研究科・教授）
副査・委員	右崎 正博（獨協大学・教授）

学位論文審査報告

「グローバル時代におけるニュース流通の権力構造—速度論の視点から」

莫 广瑩

〔論文の要旨〕

国際コミュニケーション論における「ニュース流通」という概念は、冷戦時代の産物であるため、ヘゲモニーや権力を反映する現象として扱われていた。多くの学者は、ニュース流通を方向、量、決定要因などの側面から分析し、イデオロギー的な支配—被支配という構造を批判してきた。しかし、1990年代から、国際情勢は大きく変わり、「ニュースの流通における支配—被支配的な構造が技術の発達によってなくなるのではないか」という楽観的な声が聞こえるようになった。この説は、グローバル化の拡大と情報通信技術の発達と共に、リアルタイムのコミュニケーションと速度の画一化が実現できると想定している。しかし、現実には、リアルタイムのニュースはどこまで普及できるのか、速度の画一化が実現できるのか、技術的な問題が解決されると支配—被支配的な構造がなくなるのかなどの問題が、まだ懸念されている。

「時政学」を提案したフランスの哲学者ヴィリリオ（1989）は、速度と権力の正比例的な関係、すなわち、速度が高いほど、権力が大きいという関係を指摘している。時政学的な視点からニュース流通を考えると、速度の高いニュース流通は、より大きな権力を獲得でき、速度の格差が権力のギャップをもたらしていると考えられる。

グローバル時代におけるニュース流通の格差を速度論の視点から検証するために、本論ではまずニュース流通の速度という概念を操作化し、類型化。さらに、カナダで受信できる4つの24時間ニュースチャンネルを調査対象にして、ニュース番組の内容分析を実施し、各メディア間に存在している流通速度の格差を検証している。その内容分析から得られた結果を持って、速度

とニュース流通のほかの時空間の次元との相互関係を考察している。その上で、速度の格差によって形成された権力構造を検討する。

まず、序章では、本論文が書かれるに至った問題の所在と、その今日的背景について述べるとともに、主な目的と研究課題を設定する。

第2章では、先行研究の紹介と理論的考察を行っている。まず先行研究の整理を踏まえて、ニュース流通の方向、内容および量に加えて、流通の決定要因および流通がもたらす影響が、ニュースの流通の概念的枠組みを構成していると指摘する。また、グローバル化論とネットワーク社会論における「流通」の定義を参考にした上で、ニュース流通の研究に新たな枠組みを提案する。具体的には、まず、ニュース流通の方向に、多方向のニュース流通も入れるべきであること。第二に、ニュースの流通は、国家間のみならず、国家を超えた空間的単位で行われることに注意を払う必要があること。第三に、ニュースの流通を言及するとき、その速度を一つの要素として分析すべきであること。第四に、ニュース流通がもたらした各メディア間の権力構造を明らかにする必要があることである。

第3章では、近代化という背景の下でメディアと速度の関係を考察する。情報伝達というメディアの基本的な役割は、単なる技術的手段によって実現されるものではなく、メディアと近代化の相互作用を通じて発揮されているのである。近代化の発展につれて、通信技術が迅速に革新され応用されつつあるため、ニュース流通は時間と空間の制限を超越するようになってきた。加えて、都市化の拡大、交通手段と印刷技術の進化もニュース流通の速度を大幅に高めた。その一方、迅速なニュース流通によって提示された時間意識も社会生活のペースを上げ続けて、さらに「現在」という瞬間の時間が過剰に提示されることは、高度近代社会の発展と密接な関係を持っている。メディアと近代化との相互作用から、メディアがもつ「加速機能」が見出される。この加速機能がニュース流通のみならず、社会全体に対して有効であると考えられる。メディアが加速メカニズムとして働いているため、ニュース流通の速度を向上させる重要なエージェントとして位置づけることにする。

第4章では、まずメディアの権力を、客観的視点と主観的視点に合わせるために、ブルデュー（1988）が提案した象徴権力の定義を導入する。メディアにとって、象徴権力は市場支配を達成するための能力になり、現実を構築する影響力を持ちながら、メディア市場を獲得、維持、強化する能力でもある

と主張する。また、メディアの権力と速度間の関係を説明するにあたって、ヴェリリオ(1989)の時政学を導入し、メディアの速度は、象徴権力として機能できると主張する。そして、メディア速度が高いほどその権力も高いという命題を提案し、メディアは速度をめぐる象徴闘争を行っていることを指摘する。

第5章では、ニュース流通の速度に関する実証的研究を精査した上で、速度に影響する要因を分析し、流通速度の指数を作成する必要があると提案する。ニュース流通の速度の概念を具体するために、デリダが述べたニュースの「人為時事性」と「仮想時事性」の概念を取り入れ、客観的速度と主観的速度を同時に測定する指数を作成する。さらに、「人為時事性」に基づいて、速度の類型化を試みることにした。結果、「高密度ライブ型」、「低密度ライブ型」、「高密度蓄積型」および「低密度蓄積型」という四つの類型を作成する。

第6章と第7章は、メディア間の速度の差異を実証する作業である。本研究は、頻繁に実施されている各国メディアの比較研究を採用せず、同一地域で受信できるメディアの比較をした。各国メディアの比較研究は、国民国家、そして国際関係の枠組みに組み込まれている。それに対して、メディア間の関係に重点を置く本研究は、交差しているニュース流通のネットワークにおける一つの結節点、つまり一つの場所からニュース流通の断面を考察する。そうすると、同じ時空間に流されているニュースの分析を通じて、同じ時空間に存在するメディアの速度が比較でき、メディア間の象徴権力の構造も解明できると考える。

研究対象は、リアルタイムの流通速度が達成可能なメディアにする。音声および映像の生中継に関してはテレビ放送とインターネットの二つのメディアがあるが、インターネットの普及率まだ低いいため研究対象から外した。本研究では、トロントで受信できる4つの24時間ニュースチャンネル=CBC Newsworld、CTV Newsworld、CNNおよびBBC=に放映されるニュースを取り上げることにする。

上記4チャンネルの番組収録期間は、継続しない3週間にする。分析対象は各チャンネルで放映されたニュースである。サンプルの抽出法は、24時間ニュースチャンネルの特徴を考慮に入れ、24時間の放送時間を3時間の単位に分け、調査期間にわたって毎日一つの時間帯を順番に抽出することにする。

第6章では、人為時事性を量的分析で測定する。各チャンネルは、高密度ライブ型と高密度蓄積型のニュースに集中して報道していることに共通点を見出すことができる。その一方、各チャンネルの間に、大きな差異も存在しているのである。CNNは高密度ライブ型、CTVは高密度蓄積型、BBCは低密度ライブ型、CBCは低密度蓄積型のニュースをほかのチャンネルより多く取り上げている。人為時事性の向上に、中継の利用と同時に複数の情報伝達を除いて、いくつかの手段が使われていることを明らかにする。第一に、ニュース事件を時間的屬性によって分類し、提示することである。第二に、ニュースチャンネルはオピニオンと解説に比較的長い時間を割いている。第三に、ニュース事件の動きに比べて、現場に立っている記者の中継を多用することである。第四に、同時に複数の映像を流すことである。第五に、自らのソースを多用すること。

人為時事性とニュース流通の方向と内容との関係について、人為時事性の高いメディアは、同一地域からのニュースを集中的に報道し、人為時事性の低いメディアは、多くの地域をカバーして報道する傾向が見られた。さらに、人為時事性の高いチャンネルに、政治関係のニュースと社会関係のニュースの比率が高いことがデータから得られた。最後に、各チャンネルは中継を行う時に、ニュース事件のコンテキストや背景に関する言及は極めて少ないことも明らかにされた。これらの結果は、速度とニュース流通の方向、内容、そしてニュースの中のコンテキスト提示との関連性を示唆しているが、因果関係を証明することはできない。

続く第7章では、データ全般に対して量的分析、突発ニュースに対して質的分析の作業を実施する。仮想時事性の構成について以下の結果が得られる。第一に、突発ニュースの提示はニュース事件の緊迫性を作り出すことができる。加えて、突発ニュースの繰り返しによると、迅速に最新の情報を伝えているイメージを確立できる。第二に、仮想時事性は、時間の提示を通じて構築されているのである。一般的に、番組の時間軸、ニュース事件の時間軸、そして取材の時間および情報を入手した時間の軸という三つの時間軸が使われている。各ニュースチャンネルは、これらの時間軸を変更し組み合わせることによって、ニュース事件の「即時性」ないし「生さ」を創出し、仮想時事性を強化するのである。第三に、仮想時事性も記者/出演者からの情報提示によって構築されている。現場記者は中継報道を通じて、「いま」という

時間的イメージを作り出すのである。また、出演者のインタビューは、リアルタイムで伝えられない「過去」をもう一度「現在」のように再現できる。第四に、情報の欠如も仮想時事性をもたらす機能を持っている。取材時間や情報源の不足に由来した情報の欠如は、事件の緊迫性と不確定性を示唆した。不確定性は「生放送」の一つの特徴として、ニュースキャスター、現場記者とオーディエンスが共有することによって「生」のイメージを最大化することもできる。

最後に、人為時事性と仮想時事性との間に正比例的関係性があることを結論づける。つまり、人為時事性の高いチャンネルは、仮想時事性も比較的強い。人為時事性の低いチャンネルは、仮想時事性も比較的弱い。仮想時事性と人為時事性は表裏一体となって働いていると指摘する。

本論文の理論的枠組みと検証の結果を総括した(第8章)のち、第9章は、結論と今後の研究課題である。各チャンネルのニュースは、高密度ライブ型に集中している一方、他の類型で差異によって層化された構造が存在している。このような層化は、チャンネル自体の報道方針や制作の特徴を反映したものであり、報道方針や通信技術の導入など要素の影響によって、沈下または浮上し、形成されてきたと考える。また、実証的研究から得られた結果が示すように、人為時事性と仮想時事性の間に、正比例的関係が見える。人為時事性の強いメディアに、著しく仮想時事性の強化を重視し、力を入れる傾向がみられるのである。こうして、速度の速いメディアはより速く、速度の遅いメディアはより遅くなり、各メディアの間のギャップが次第に広がり、層化している。

各メディア間の速度の層化は二つの段階で形成されている。第一の段階では、メディアの規模によって速度の差異が現れる。そして、第二の段階において、メディア・コンテンツに潜んでいる人為時事性と仮想時事性によって更なる速度の差異が現れる。層化の結果として速度の速いメディアは、大きな象徴権力を握り、利益増殖を主な目的にする市場支配に有利な地位を占めていることを明らかにする。

長期的に見ると、各メディア間に、権力を巡る争いが進行する限り、メディア間の速度的な競合も持続し、速度的ギャップも形成され続けるということである。すでに優位を占めているメディアが他のメディアを凌ぎ、市場の支配を維持し続けようとする。この速度を掲げるメディアの価値観は「い

ま」だけに注目をする近視眼的な社会文化を造型し、社会生活の各側面の間の相互関係に潜んであるあらゆる意味への探求を放棄することへ視聴者を導いていく危険が存在している。この危険を避けるために、メディアは速報至上主義の価値観を転換し、さまざまな問題に対して持続的な関心を持ち、さらにそれらの問題のコンテキストを積極的に提供するよう努力しなければならないと提案する。

《論文の構成》

- 第1章 序章
 - 第1節 問題提起
 - 第2節 研究方法
 - 第3節 論文の概要
- 第2章 先行研究：ニュースの流通（news flow）の定義
 - 第1節 国際コミュニケーション論における「ニュースの流通」に関する研究
 - 第2節 グローバル化理論とネットワーク社会理論における「流通」の概念
 - 第3節 「ニュースの流通」の再定義かと可能性
- 第3章 メディアと速度
 - 第1節 速度の概念
 - 第2節 メディアと近代化の相互作用
- 第4章 メディアの加速と権力
 - 第1節 メディアの権力
 - 第2節 速度の時政学
 - 第3節 メディアの速度と権力
- 第5章 ニュース流通の速度
 - 第1節 ニュースの速度に関する研究
 - 第2節 ニュース流通の速度を影響する要因
 - 第3節 ニュース流通の速度の指数
- 第6章 内容分析：ニュースの人為時事性
 - 第1節 調査目的と方法
 - 第2節 人為時事性

第7章	内容分析：ニュースの仮想時事性
第1節	仮想時事性
第2節	突発ニュース
第8章	総括
第9章	結論
	参考文献

[論文の評価]

本論文は、冷戦構造崩壊後の国際コミュニケーション研究領域におけるニュースの流過程で生ずる格差の問題を、「速度論」という操作軸を用いて検証した独創性の高い研究である。

冷戦構造の崩壊後の国際的なニュース流通においては、電気通信技術の発達や経済のグローバル化が進展し、冷戦構造の下で国際コミュニケーション研究が指摘し続けた政治経済学的な要因を背景にした情報格差の構造的解釈だけでは捉えきれない問題群が生じたわけであるが、それらを検証するための操作軸として、「速度論」を用いてきたところに本研究のユニークさがある。

ブルデューの「象徴権力」の定義とヴィリリオの時政学を援用して、メディアの速度は象徴権力として機能できるとし、メディアは速度をめぐる象徴闘争を行っているとして位置づけ、ニュース流通の速度に関する実証的研究を精査した上で、速度に影響する要因を分析し、流通速度の指数作成の必要性を提示、速度の類型化を試みた点は、本論文の成果といえる。

その上で、メディア間の速度の差異をカナダで視聴することができる四つのチャンネルのニュースを対象に抽出調査を行い、人為時事性の量的分析を行い、その特性を実証的に明らかにした。他方、仮想時事性の構成分析により、仮想時事性の特性を整理、人為時事性と仮想時事性の相関関係を明確に示した。

これらのことから、各メディアの速度の層化が、メディアの規模、並びに、メディア・コンテンツに潜む人為時事性と仮想時事性によって、速度の差異という形で現れることを示した。層化の結果として速度の速いメディアは、大きな象徴権力を握り、利益増殖の過程で市場支配に有利な地位を占めていくという、メディアの権力と速度の構造的な問題の一端を明らかにしたことは意義深い。

綿密な文献研究とカナダで視聴可能な四つのテレビ放送局が提供するニュースの内容分析という膨大な作業に取り組むことで、現代のニュース流通に内在する権力構造に切り込み、実証的なデータにより一定の成果を示したことは、高く評価できよう。

ただし、本研究に対する課題・問題点も指摘される。「速度論」の定義、概念規定など、用語の用法にややふれがあること、調査対象としたチャンネルの特性というメディア・システムに関わる変数の処理などへの配慮なども指摘された。加えて、このメディアシステムの特性分析と速度の実態調査との接合部分の弱さが影響し、論文前半の分析コンセプトと後半の放送番組の内容分析の結合関係に若干のブレを生む結果となったのではないかとの指摘もあった。

加えて、受け手自体が、速度の権力化に加担しているのではないかといった指摘もあった。そのことからすると、本論文の提示した問題を発展させるためには、受け手調査の必要性も指摘された。それらの指摘、は今後のこの研究の発展に向けた課題と言えよう。

以上、いくつかの課題と細部については、不十分な点も見受けられるにしても、冷戦構造崩壊後の国際コミュニケーション研究におけるニュース流通の構造分析に関する既存の文献資料、並びに、「速度論」に関する関連文献を丹念に渉猟し、その作業に裏打ちされた分析軸に基づいて、ニュース流通の詳細な検証を行っていることは高く評価できるものであり、「速度論」というユニークな視点からニュース流通の権力構造を検証することで、国際コミュニケーションに対して、新たな分析アプローチを切り開いたことの意義は大きく、その分析視角の水準は高い。

以上のことから、本研究の意義を高く評価し、博士（新聞学）の学位にふさわしいものと判断する。

[結論]

審査・試験委員会は討議の結果、申請者は上智大学学位規程第5条（課程博士）により、博士（新聞学）の学位を受けるのにふさわしいものと認め、合格と判断した。

上智大学学位規程16条第1項により、以上の通り報告する。

2009年2月18日

学位審査・試験委員会

主査・委員長	音 好宏 (上智大学大学院文学研究科 教授)
副査・委員	石川 旺 (上智大学大学院文学研究科 教授)
副査・委員	鈴木雄雅 (上智大学大学院文学研究科 教授)
副査・委員	伊藤 守 (早稲田大学大学院 教授)